公認心理師法案に関する全国の臨床心理士各位へのお知らせ

平成26年6月27日 公益財団法人 日本臨床心理士資格認定協会 業務執行理事会

ご承知のとおり、平成26年6月16日、『公認心理師法案』が第186回国会の会期末(22日)直前に提出され、そのまま次回以降の国会での継続審議等が図られることになりました。

この法案に関する審議等が、国会の場で開始される運びですので、これから が具体的で本格的な議論と考えます。各臨床心理士が、国会に提出された法案 内容を共通の基本情報に、緻密に読み込み、自ら正しく理解し、具体的に議論 を深めることが可能になりました。どうか国民ユーザーのために、真に安全で 安心して利用でき信頼できる心の専門職の要件を、あらためて現状を顧み精査 しながら、よりよい国家資格化に向けたご議論をお願いします。

本協会は、わが国で随一の職業的専門性と社会的実績を確立し、すでに国民に広く通用性をもつ臨床心理士資格認定の立場から、真にクライエント中心、国民ユーザーのためにを第一に、また同時に 28,000 人に及ぶ有資格者とその相談利用者、165 養成大学院の教員、院生、そして相談室を利用する地域の人々への社会的責任等に鑑み、関係者、団体との協議及び必要な意見表明を行いながら注意深く動向を見守ってきました。

いわゆる推進三団体(臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、日本心理学諸学会連合)には属さない本協会ですが、この間の状況においても、国会議員の先生方の格別のご理解を得て、自民党、公明党、民主党の議員会合でヒアリングの機会を与えていただき、意見報告、要望書の提出に基づき説明させていただいております(関係資料は本協会ホームページ掲載)。本法案や国家資格に関する本協会の基本的な考え方は、「国家資格の重要性については、深く認識している。しかし、今回の法案は、このままでは多くの懸念される重要課題があるので意見、要望する」という趣旨です。この立場は、本法案が国会に提出されるに至る最近の緊迫した経緯で、国会議員の先生方にお届けした意見報告、要望書からも明らかなところです。

ところで、臨床心理士関連4団体(日本心理臨床学会、日本臨床心理士資格認定協

会、日本臨床心理士会、日本臨床心理士養成大学院協議会)は、国家資格化の重要性については合意していますが、「公認心理師法案に賛同し推進する」かどうかの点では、合意が成立していません。本協会としては当然、これまでも、これからも臨床心理士当事者の合意形成に努めます。

しかるに、臨床心理士関連4団体会合のメンバーで法案を推進する責任のある立場の方が、「協会も公認心理師法案に賛同している」等の発言をすることは、事実誤認であり、極めて遺憾です。各位もご存じの5月22日の自由民主党議員連盟総会を踏まえて、いわゆる推進三団体名で各都道府県臨床心理士会に送付された議員訪問のための「要望書」が作成されました。そこに記載されているものは、「国家資格化の重要性については、長年、臨床心理士資格の認定を行ってきた公益財団法人『日本臨床心理士資格認定協会』にも了承いただいております」です。本協会は、正確には、本法案の国家資格化の重要性を極めて強く意識しているということです。

これからこそ細心の注意と緻密で正確な事実に立脚した法案審議が求められます。各位におかれては、本法案の内容や情勢の理解、情報発信者やリーダーの正確な見立てを再確認、再吟味されながら、臨床心理士の専門性を活かした相互理解と思慮深い協議による責任ある判断に至りますことを願っています。

なお、全国の47都道府県臨床心理士会は、日本臨床心理士会の制度的な支部ではありません。独立した、いわゆる都道府県別の団体組織です。地域の人々とクライエント中心の観点に照らして、誇りと責任をもって多様な意見表明もされながら進捗状況を見守り、臨床心理士として日々の心理臨床活動にご尽力いただきますようお願いします。

本協会は、よりよい国家資格化に向けた必要な対応を図りつつ、本法案の動向によって明確になった新しい課題にも真剣に向き合いながら、何よりも国民利用者のために、さらに臨床心理士の資質向上と制度展開に責任をもって精励努力していく所存です。

◆その他のお知らせ

本認定協会の公報誌「臨床心理士報」第47号(平成26年7月公刊予定)は、 上記「公認心理師法案」の微妙な状況から、公刊予定を1か月遅らせて、本年 8月末を目途に公刊する予定です。悪しからずご了承ください。